

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 松前町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
785	2,592	259	3,636

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,738	5,494	244	234	59	6,050	

2. 公営企業会計等の財政状況

(1) 公営企業会計

(単位:百万円)

会計名	総収益	総費用	純損益	資金剰余額 /不足額	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	179	172	7	233	36	289	111	法適用企業
病院事業会計	1,212	1,122	90	0	297	473	443	法適用企業

(2) その他特別会計

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国保特別会計	1,470	1,469	2	2	141	-	-	
老保特別会計	5	4	1	1	0	-	-	
介護特別会計 (保健事業勘定)	813	787	27	27	169	-	-	
介護特別会計 (サービス事業勘定)	16	15	1	1	10	-	-	
後期高齢特別会計	85	85	1	1	53	-	-	
公営企業会計等 計				265		762	554	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものである。
 3. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。
 4. 百万円単位に四捨五入して転記するため、端数処理の関係により縦横の計算が一致しない場合がある。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
渡島西部広域事務組合	1,644	1,636	9	9	4	749	127	
渡島廃棄物処理広域連合	1,492	1,447	45	45	-	3,510	235	
渡島・檜山地方税滞納整理機構	49	41	8	8	-	-	-	
一部事務組合等 計				62		4,259	362	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
松前町土地開発公社	0	19	5	-	-	0	0	0	

5. 基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金(a)	297	540	243
減債基金(b)	20	20	0
その他充当可能基金(c)	162	183	21
充当可能基金 計(d)	479	743	264

(単位:百万円)

その他基金名	平成20年度 A	平成21年度 B	差引 B-A
備荒資金(超過分)(e)	19	19	0
合併特例債により造成された基金(f) (該当する市町村のみ記載)	-	-	-
その他(d-f)いずれにも当てはまらない基金(g)	-	-	-
合計(d+e+f+g)	498	762	264

- (注) 1. 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。
 2. 上記基金は地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額であり、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.14	6.44	3.30	15.00	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	11.96	13.69	1.73	20.00	40.00	病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	14.0	12.6	1.40	25.0	35.0				
将来負担比率	125.3	102.4	22.90	350.0					
財政力指数	0.21	0.20	0.01						
経常収支比率	88.9	87.8	1.10						

- (注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数(～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。

7.用語解説

臨時財政対策債発行可能額	一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債 地方公共団体の基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。
標準財政規模	普通交付税に税収入額を加算した額 (健全化判断比率においては臨時財政対策債も加算となる)
形式収支	歳入(総収益)から歳出(総費用)を単純に差し引いた額
純損益	
実質収支	形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額
資金剰余(不足)額	流動資産(現金・未収金等)の額から流動負債(一時借入金・未払金等)及び繰越財源充当額の額を 差し引いた額
財政調整基金	災害復旧や建設事業等の実施により不足する財源を補う目的で貯金している基金
減債基金	町債の償還の財源に充てる目的で貯金している基金
実質赤字比率	一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率 地方公共団体の財政の健全化に係る法律に基づき15%以上では早期健全化団体、20%を超え ると財政再生団体と位置づけられ財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなけ ればならない。
連結実質赤字比率	全ての会計を対象とした実質赤字(資金不足額)の標準財政規模に対する比率 地方公共団体の財政の健全化に係る法律に基づき20%以上では早期健全化団体、40%を超え ると財政再生団体と位置づけられ財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなけ ればならない。
実質公債費比率	地方債の元利償還金(公営企業や一部事務組合の元利償還金含む)を標準財政規模で除して得ら れた数値の過去3年間の平均値 地方債の発行に際し、18%以上で許可が必要となり、25%以上では一部の事業が許可されな い。 また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき25%以上では早期健全化団体、 35%を超えると財政再生団体と位置づけられ財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進 めていかなければならない。
将来負担比率	地方債の残高のほか、将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模と比較した比率 地方公共団体の財政の健全化に係る法律に基づき350%以上で早期健全化団体と位置づけられ 財政の健全化に係る取り組みを進めていかなければならない。
財政力指数	普通交付税の算定の基礎となる、収入額を需要額で除して得られた数値の過去3年間の平均値 地方公共団体の財政力を示す指数で、大きいほど財政力が強いと考えられ、「1」以上になると 普通交付税が交付されない。
経常収支比率	人件費・扶助費・公債費等の経常的に支出される経費を町税・普通交付税等の使途が特定されて いない経常的に収入される額で除して得られた割合 財政構造の弾力性を示す比率で、小さいほど弾力性があり臨時的な財政需要に対して余裕をもつ こととなる。